

さずな



新年のごあいさつ

宇都宮市農業委員会

会長 大森 澄雄

迎春

新年あけましておめでとございます。

昨年は地球温暖化によるものと思われる超大型に発達した台風19号の豪雨により、全国で甚大な被害が発生しました。

県内の数十カ所で河川の氾濫や堤防の決壊が発生しました。亡くなられた方のご冥福をお祈りすると共に被災された多くの皆様に心からお見舞い申し上げます。

特に今回は災害の少ない住み良いといわれる宇都宮市において、中心街で多くの家屋が浸水し、農業被害も、農地や水路の損壊など11億円を超える甚大な災害となっております。異常気象の影響により、日本全土で安全安心なところは無い感じがします。ですので、農業を担う我々は災害に備えてしっかりと共済等に入って、又、

収入保険にも加入して備えて行かねばと改めて強く感じています。

さて、毎年農業人口が減少する中で農地を誰が耕作して守っていくか、今、国は「人・農地プラン」の策定を進めています。農業をやめたい農地の出し手と、規模拡大を希望する受け手の地域での話し合いを進め、5年から10年後を担っていく人の方針を決めていくこととなります。地域で「人・農地プラン」の集会の声かけが有りましたら、ぜひ参加いただくようお願いいたします。

結びになりますが、農家の皆様と、関係機関の皆様の一層のご支援とご協力を頂きますよう心よりお願い申し上げます。年頭の挨拶とさせていただきます。



台風19号による土砂災害や冠水などの被害に遭われた皆さまに、謹んで災害のお見舞いを申し上げます。

農業委員・農地利用最適化推進委員を募集します！

現在の農業委員及び農地利用最適化推進委員の任期が令和2年7月19日を以って満了となるため、農業委員会等に関する法律に基づき、次のとおり次期委員を募集します。

農業に精通した方ならどなたでも自薦・他薦を問わず候補者に応募できます。また、女性や青年の積極的な推薦・応募をお待ちしています。

	農業委員	農地利用最適化推進委員
定数	24人	30人以内
任期	3年間（令和2年7月20日～令和5年7月19日）	
身分	宇都宮市の特別職の非常勤職員	
主な職務内容	<ul style="list-style-type: none"> ・農地の権利移動や転用の申請の許可、決定等の審査のため、現地調査や農業委員会の会議に出席 	<ul style="list-style-type: none"> ・農地利用最適化推進のため、担当地域における現場活動 ・地区最適化推進連絡会の会議に出席することや農地等の利用の最適化の推進に関する指針の策定又は変更に係る意見具申
	<ul style="list-style-type: none"> ・農業委員と農地利用最適化推進委員が連携し、次の現場活動を行う。 <ol style="list-style-type: none"> ① 担い手への農地利用の集積・集約を推進するため、集落などにおいて話し合いを開催し、戸別訪問等による農地の利用調整活動（農地の出し手・受け手への働きかけ）を実施 ② 遊休農地の発生防止・解消するため、日常の農地パトロールを実施 ③ 農地利用状況調査、農地利用状況調査で把握した遊休農地の所有者等に対する利用意向調査を実施 ④ 「実質化された人・農地プラン（集落等ごとに将来にわたって地域の農地を誰が担っていくのか）」を策定するため、農業者に参加を呼びかけ、話し合いの場に参加するとともに、意見の集約などコーディネーター役を担う。 ⑤ 農地中間管理機構（（公財）栃木県農業振興公社）や（公財）宇都宮市農業公社との連携 	
報酬	宇都宮市非常勤職員の報酬及び費用弁償に関する条例で定める額	
	月額 56,000 円	月額 49,000 円
応募資格	農業に関する識見を有し、農地等の利用の最適化の推進に関する事項その他の農業委員会の所掌に属する事項に関し、その職務を適切に行うことができる者	農地等の利用の最適化の推進に熱意と識見を有する者で、担当する区域内において、農地等の利用の最適化の推進のための活動、その他の農業委員会の所掌に属する事項に関し、その職務を適切に行うことができる者
	<p>ただし、次のいずれかに該当する者は、農業委員・農地利用最適化推進委員になることはできません。</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 破産手続き開始の決定を受けて復権を得ない者 ② 禁固以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者 ③ 市税の滞納がある者 	
応募方法	<p>自薦又は地域（推薦日に20歳以上の農業者3名以上の連名）や農業団体等の推薦による。 所定の様式に必要な事項を記入のうえ、郵送又は持参により、宇都宮市農業委員会事務局まで提出して下さい。なお、推薦及び応募に係る書類は返却しませんのでご了承下さい。 ※所定の様式は、農業委員会事務局（市役所7階）で用意しています。また、市ホームページからもダウンロードできます。 ※農業委員と農地利用最適化推進委員の両方に推薦・応募できますが、両方の委員を兼務することはできません。</p>	
募集期間	<p>令和2年2月3日（月）～令和2年3月2日（月）【郵送の場合は必着】 持参される場合は、市役所開庁日の午前8時30分から午後5時15分までに提出して下さい。 ※応募者の状況は、2月10日頃から随時、市ホームページで公表します。</p>	
選任方法	<p>市長が、宇都宮市農業委員会農業委員候補者評価委員会の選考結果をもとに、市議会の同意を得て農業委員を任命します。 評価委員会は、提出された書類をもとに、応募資格や次の要件等から、公正に選考します。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・認定農業者が農業委員の過半を占めること。 ・農業委員会の所掌に属する事項に関し、利害関係を有しない者が含まれること。 ・年齢、性別等に著しい偏りがないように配慮すること。 	<p>農業委員会が、宇都宮市農業委員会農地利用最適化推進委員候補者評価委員会の選考結果をもとに、農業委員会総会の議決を得て農地利用最適化推進委員を委嘱します。 評価委員会は、提出された書類をもとに、応募資格等から、公正に選考します。</p>
問い合わせ先	<p>〒320-8540 宇都宮市旭1丁目1番5号 宇都宮市農業委員会事務局（市役所7階） ☎ 028-632-2812・2815</p>	

農地の貸し借り 公社におまかせください!!

農地の貸借・売買・離農・新規就農など、農業公社が地域に出向いて相談をお受けします。

開催場所	開催日	開催時間
北部営農経済センター 2階会議室	1月16日(木)	13:30～15:30
	2月6日(木)	
西部営農経済センター (姿川支所2階会議室)	1月8日(水)	9:30～11:30
	2月3日(月)	
平石支所会議室(東部) 2階会議室	1月8日(水)	13:30～15:30
	2月3日(月)	
南部営農経済センター 2階会議室	1月9日(木)	9:30～11:30
	2月4日(火)	
上河内営農経済センター 2階会議室	1月14日(火)	9:30～11:30
	2月6日(木)	
河内営農経済センター 2階会議室	1月16日(木)	9:30～11:30
	2月7日(金)	

※農業公社を通じ利用権設定し、その契約期間中、契約者にご不幸などがあった場合は必ず農業公社にご連絡ください。

連絡先

公益財団法人 宇都宮市農業公社
☎ 660-2701

お待ちしております

★最寄りの開催場所にお気軽にご来場ください★

農業委員会からのお知らせ

■農地の違反転用は止めましょう!
農地転用には許可が必要です。

●農地を農地以外に用途を変更する(農地転用)には、農地法に基づく許可が必要です。無断で転用した場合は、個人にあっては3年以下の懲役又は300万円以下の罰金、法人にあっては1億円の罰金という罰則の適用もあります。なお、農地転用したくても転用できない土地がありますので、詳しくは、農業委員会事務局までお越しいただき、直接ご相談ください。

■農地の適正利用と農地パトロールにご協力をお願いします。

●耕作放棄地は、雑草の繁茂や病害虫の発生源に留まらず、ゴミの不法投棄や火災の要因になるなど周辺へ悪影響を及ぼすこととなります。適宜草刈りを行うなど農地の適正利用にご協力ください。

●農業委員会では、耕作放棄地の実態把握と発生防止、無断転用防止の目的で農地パトロールを実施しています。農地パトロール実施の際には、農地へ立入ること

になりますので、土地の所有者の方には、ご理解・ご協力をお願いします。

■農地を相続した場合には『農業委員会への届出』が必要です。

●平成21年12月の農地法改正によって、相続で農地の権利を取得した場合には、市町村の農業委員会にその旨を届け出ることが義務づけられています。

■農地取得後及び農地改良後は『3年3作』以上が原則です。

●農地の権利取得や農地改良(農地の利用増進のための盛土等)については、いずれも耕作を目的とした許可であり、土地の転売や農地転用が目的で許可を受けることのないよう、許可後、3年以上耕作(「3年3作」)の実績がない場合、所有権の移転・賃借権の設定・農地転用等は認められません。

■農地の利用でお困りの方は、ご相談ください。

【問い合わせ先】 農業委員会事務局 農地調整グループ ☎ (632) 2813・2814

紹介します

次代を担う若い力

しのはら 豪さん (城山地区)
篠原 豪さん (城山地区)



いちごが元気に育ってます！

城山地区に居住し、国本地区で施設いちごを経営する、現在27歳の篠原豪さんです。幼少より両親が農業に従事していて親しみを持っていました。大学を卒業した後、研究所で1年の研修、先進農家で1年間研修した後、新規作物としていちごを導入し24歳で新規就農することにしました。

新規品種も栽培し経営にも多様性も持たせようと工夫しています。温暖化の影響により気象変化が激しい現在、天候との調整は益々重要ですが、施設内をリアルタイムで管理するため温度センサーを設置して自動でハウスを開閉し、端末で状態を確認するスマート農業に挑戦しています。

栽培を自主的に管理したいため、多忙となつても、肥料・薬剤を自ら選択します。その結果、良質ないちごができたときは本当に喜びを感じるそうです。今後の抱負については、まず現在の経営を安定して維持していくこと、将来になります。両親の経営する施設敷地を継承し、いちご栽培の規模を拡大したいそうです。現在、農業優先の生活で多忙なので、余暇に割く時間は少ないですが、休みができるのが大好きな自転車でジャパンカップのコースを走ったりして汗を流します。

キラリ☆とび あぐり美人



しっかり、育ってます！

かとう ゆき 加藤 友紀さん (瑞穂野地区)

★経営内容 栽培作物 トマト・メロン

★家族 夫 (42歳)、長女 (11歳) 長男 (9歳)、次女 (7歳)

Q 農業をはじめたきっかけは？

A 結婚出産からしばらくして就農しました。実家が花を栽培する専業農家で幼少から家族が農業をしているのを見ていたので、農業には全く違和感なく就きました。

Q 農業をやっていて良かったと思うことは？

A 自分が作った作物が、キズ一つなく仕上がると、とても嬉しい。また、多くの作物を自作しているので、自給が多く、スーパーで買わなくて済みます。家計に優しいですよ。

Q 経営や栽培で心がけていることは？

A 夫が経営主ですので、夫の助手として、栽培計画に沿いながら、良い作物ができるよう、しっかりと仕上げていきます。

Q 友紀さんにとっての家族とは？

A 農作業をしながらも、家族の予定に合わせて送迎をしたり忙しいですが、子供は宝物、すくすくと育ってほしいです。

Q 今後の抱負をお願いします！

A 今年多かった災害ですが、影響を受けることなく農業を続けたいです。また、子供たちが時々圃場を見に来るので、その時は、誇れる存在になりたいです。

「農地パトロール」って、 知っていますか？

農業委員会が担う【農地利用状況調査】のことを「農地パトロール」と言っています。では、何のために行っているのか、また、どのように行っているのかを、実際に行った1日を振り返りながら、ご説明いたします。

私の住む、河内（田原）地区の農業委員1名・農地利用最適化推進委員2名・農業委員会事務局職員1名の4名が、今年8月5日（月）午前9時田原コミュニティプラザに集合しました。管内の遊休農地の現状調査のためです。前年に把握した遊休農地が解消されているかに重点を置き、新たに遊休化した農地はないかも確認します。

まず、用意した管内の遊休・荒廃農地一覧表と地図により、また、新たに遊休化した農地がある場合も1筆ごとに調査するため、農地の状況や調査順番を話し合いました。今回、新たに遊休化した農地は把握されていなかったのですが、今回は前年に調査した遊休農地の確認が主な目的です。それでは、「農地パトロール」に出発です。今年の調査箇

所は、6か所ですが、管内全域にまたがっているため時間がかかりそうです。全部で28筆の農地、面積は35ha足らずです。ちなみに前年調査した農地は、32筆面積35ha余りありましたが、その内4筆面積605㎡につきましては、荒廃が著しく進んでおり復元も難しい農地でした。それ以外の農地については、利用意向調査を実施し、借り受けが見込まれる農地があれば、地域の担い手へ集積するため農地中間管理機構へ情報を提供しま



す。しかしながら、効率の悪い地形や農業機械が入らないなどの問題により、機構の借り受け基準に適合する農地はありませんでした。

今回の調査結果においても、借り手が見つからないため遊休農地が解消されたところは残念ながらありませんでした。逆に荒廃化が進んだ箇所が山間部において2か所12筆面積1ha余りありました。車では中々たどりつけない土地であり、非農地と判断するのはやむを得ない状況です。今後の手続きは昨年と同様に行います。

参考までに宇都宮市全域の荒廃農地は、約600筆面積60ha余りあります。遊休農地につきましては、農業従事者不足や高齢化により今後ますます発生するところが懸念されますが、機構の借り受け基準に適合しない農地であっても借り手が見つかることを願いつつ、来年も「農地パトロール」を続けて行きます。

編集委員 菱沼 常夫

農家の経営と暮らしに役立つ情報をお届けします。

農家のための情報誌「全国農業新聞」

- ◆ 発行日：毎週金曜日
- ◆ 発行元：全国農業会議所
- ◆ 購読料：1ヶ月700円（送料込）



【お申し込み先】農業委員会事務局 農地最適化・管理グループ ☎ (632)2812

台風19号の復旧支援について

令和元年10月12日から13日にかけて発生した台風19号により、被災された農家の皆様には、心よりお見舞い申し上げます。今回の台風被害により、本市農林業の被害総額は11億3千万円にのぼり、特に農地・農業用施設に甚大な被害をもたらしました。このような状況を受け、市では、被災された農家の皆様の1日も早い営農再開を支援するため、下記の支援策に取り組んでいます。

- 1 農地・農業用施設（水路等）への支援**
農地・用排水路への土砂流入、破損、法面崩壊などの被害を受けた箇所を対象（令和元年10月28日までに市・JA等に被災報告された箇所）に、順次、市が直接復旧工事を実施しています。
市に報告していない上記以外の被災箇所の復旧につきましては、「かんがい排水事業補助金（補助率1/2）」または「原材料支給」での支援となりますので、早急にご連絡ください。
- 2 農業機械・生産施設等支援**
冠水等でトラクターなどの農業機械やパイプハウス等の生産施設に被害があった農業者を対象に、その買い替え・修繕費用を助成しています。
- 3 農作物等生産支援**
被害を受けた農業者を対象に、年間収穫量の30%以上の被害があった作物について、被害の程度に応じて栃木県農漁業災害対策特別措置条例に基づき、共同による病害虫防除用農薬及び樹草勢回復用肥料の購入費や被害農作物取り片付け作業費等を助成しています。

【お問合せ先】

農業企画課 農業環境活性化グループ 電話(632)2474

担当 農業企画課 企画調整グループ ☎028(632)2472

農業用排水路等の修繕について

市では、農業用水の安定的な確保と水田の汎用化を図るため、土地改良区や水利組合等が管理する農業用排水施設について、施設の受益面積や整備の内容によって、県と調整を図りながら適正な事業を選択し、技術支援や費用の補助等を行っておりますので、整備を検討している場合はお早めにご相談ください。

【市の事業】

事業名	内容	採択要件	負担割合
市単独 かんがい 排水事業	農業用排水施設を整備し、農業用水の安定的な確保と用排水条件の改良を図るため、国・県事業の採択要件に満たない事業を行う者に費用の一部を助成する。 ※災害復旧にも適用できます。	受益面積 約1ha以上 事業主体 2戸以上	市 50% ※上限100万円/年 地元 50%
原材料 支給事業	農業用排水路や農道の条件の改善を図るため、市が購入した補修用資材を支給する。	受益者 2戸以上	市 材料支給 ※50万円以内/年 地元 工事作業

※この他、国・県の補助事業もあります。

【問い合わせ先】 農業企画課
農業環境活性化グループ ☎028(632)2474

農業における省エネルギーを推進しましょう!

省エネルギーの取組により燃油使用量の削減を図ることは、生産コストの低減を図るとともに、温室効果ガスの排出削減を進める上で重要です。

- ① 燃油暖房機の点検整備を徹底しましょう
定期的メンテナンスを行うことにより、暖房機の加温能力を最大限に引き出すとともに、省エネルギー対策に努めましょう。
- ② 栽培方法と経営収支を確認しましょう
栽培方法や施設整備を見直す場合は、省エネルギーに適した作型等への転換や代替エネルギーの導入など、省エネルギー型の機器の導入を検討しましょう。
- ③ 温室内の環境改善に努めましょう
温室の保温効果を高めるためには、被覆面に隙間を作らないことが大切です。被覆資材の状態を確認した上で、定期的に更新しましょう。

【問い合わせ先】 宇都宮市経済部農林生産流通課
生産振興グループ ☎028(632)2466

雪害防止対策を徹底しましょう!!

近年、降雪に伴う農業用ハウスの倒壊などの被害が発生しています。雪害の防止のため、日頃の点検や事前・事後の対策を行いましょう。

■事前対策

- 日頃からハウスを点検し補修を行い、補強用の支柱などを事前に準備する。
- 暖房機の動作確認、施設周囲の排水対策などをする。
- 雪が滑落しやすいように被覆材表面の突起物の除去や、被覆材のたるみを改善する。
- とちぎ農業防災メールや県防災メールに登録し、各種情報に注意する。
- 万一、被害が発生した場合の備えとして、農業共済に加入する。

■降雪時の対策

- 内部被覆を開放し暖気や地熱による融雪や、加温器・ウォーターカーテンを活用した事前加温を行う。
- 早めの雪下ろしや施設側面の除雪を徹底する。



とちぎ農業
防災メール



栃木県防災
メール

※QRコードを読み込み空メールを送信して登録してください。

【問い合わせ先】 宇都宮市 農業企画課 ☎(632)2472
農林生産流通課 ☎(632)2466

軽油引取税に係る令和2年分農業用免税証の交付申請について

令和2年分農業用免税証の交付申請の受付を次のとおり行いますので、交付を希望される方は必ずその期間中に申請してください。

1 受付日程及び会場

- (1) 受付会場：栃木県河内庁舎 5階大会議室 (2) 受付時間：(午前) 8:45～11:15 (午後) 1:00～3:30
 (3) 受付期日：必ず住所地の指定日(午前・午後の指定あり)に申請してください。

期 日	指 定 地 区
R2.1.8 (水) 午前	芦沼町・関白町・松風台・中里町・松田新田町・宮山田町・免ノ内町
午後	上田町・下小倉町
R2.1.9 (木) 午前	今里町・上小倉町
午後	金田町・高松町・冬室町・下岡本町・中岡本町・東岡本町
R2.1.10 (金) 午前	上大塚町・下ヶ橋町・白沢町・宝井町・長峰町
午後	相野沢町・叶谷町・上田原町・逆面町・下田原町・古田町・立伏町
R2.1.14 (火) 午前	城山地区
午後	富屋地区・篠井地区
R2.1.15 (水) 午前	横川地区
午後	平石地区
R2.1.16 (木) 午前	本庁地区・姿川地区
午後	瑞穂野地区・雀宮地区
R2.1.17 (金) 午前	豊郷地区
午後	清原地区・国本地区

※もし左記の指定日に都合がつかない場合には、次の予備申請期間に申請してください。
 予備申請期間：
 2/12 (水)～14 (金)
 午前 8:45～11:15
 午後 1:00～3:30
 会場：
 河内庁舎5階大会議室

2 持参するもの

(1) 新規申請以外の方

- ①免税軽油使用者証 ②印鑑 ③免税軽油の引取り等に係る報告書(納品書等を持参。コピー可)
 ④420円(手数料)(①の使用者証が今回更新の方のみ)
 ⑤農業委員会が発行する耕作証明書(交付数量の再計算を希望される方のみ)

(2) 新規申請の方

- ①印鑑 ②農業委員会が発行する耕作証明書 ③作付内容や使用機械を記入したメモ等 ④420円(手数料)

3 免税証の交付

前年度の申請内容に変更のない方 → 申請日に即日交付します。
 新規申請の方及び追加交付希望の方 → 後日、県税事務所窓口で交付いたします。
 ※追加交付希望の方は、前年交付と同数量分は申請日に交付します。

4 注意事項

(1) 耕作証明書の添付について

免税軽油使用者証更新申請時の耕作証明書の添付は不要になりました。(新規申請及び交付数量の再計算を希望する方は必要です)
 ※詳しくは宇都宮県税事務所にお問い合わせください。

(2) 納品書等の持参について

報告書に添付すべき納品書等を忘れた場合など書類に不備があった場合は、免税証の即日交付はできません。
 紛失した場合は、必ず購入店の販売証明書を持参してください。(新規申請の方を除く。)

5 免税証に関する問い合わせ・連絡先

宇都宮県税事務所 課税部 個人課税課 ☎(626) 3018

6 耕作証明を必要とする場合は、下記の窓口で交付を受けてください。

耕作証明に関する問い合わせ・連絡先
 宇都宮市役所7階 宇都宮市農業委員会事務局 農地最適化・管理G ☎(632) 2812

令和2年度の農用地区域の変更(除外)に係る日程について

市では、優良農地を確保・保全するため、農業振興地域整備計画に基づき農用地区域を設定し、農地の無秩序な開発を制限しています。

農用地区域からの変更(除外)受付月は年3回で、令和2年度の申出に係る日程は下記の通りです。

申出の受付に際しては、開発行為や農地転用に係る関係課との事前協議を済ませておく必要がありますので、お早めにご相談ください。

【農用地区域からの変更(除外)受付等日程】

受付月	除外決定月(予定)
令和2年4月	令和2年12月
令和2年8月	令和3年4月
令和2年12月	令和3年8月

(注) 受付月の末日は開庁日です。

【問い合わせ先】農業企画課 ☎028(632)2473

「地域ぐるみの農業」実現への取り組み～瑞穂野地区～



◆地区の現状と課題

瑞穂野地区は市の中心部から約10キロの南東部に位置し、東には鬼怒川が流れ、西には新国道4号線が走っています。

地区の東側は鬼怒川に沿って肥沃な土地が広がり、農業が盛んな農村地帯です。

一方、西側の国道沿いは貨物ターミナル、瑞穂野工業団地、住宅団地などが立ち並び、市街化区域となっています。

地区内の耕作面積は約500haで、米麦を中心に、いちご・トマト・玉ねぎ・アスパラガスなどを生産しています。

当地区も御多分に漏れず農業従事者の高齢化、農業後継者不足等の問題に直面しています。しかし



ながら、当地区では、集落営農などの営農集団組織がなく、このまま何の対応策も講じなければ、近い将来必ずや耕作放棄地が増えるものと予想されます。

◆集落での話し合い

こうした危機感を背景に、農地利用最適化推進委員の伊澤幸一氏が発起人となって、地元西刑部地区の三集落（中後、中前、田中内）を一堂に会して「今後の農業経営に向けて」と題する意見交換会を発足させ、これまでに先進営農集団の視察や集落内のアンケート調査などを行いながら数回の話し合いを重ねてきました。

- ① アンケートで75%の人が「地域ぐるみの農業」への参加に賛成している。
- ② 今後も耕作農地を守るには、集落営農等の組織化が必要なの

- ③ 将来は、地域で担い手を育て、農地の大区画化によるスマート農業の実現や営農集団の法人化に繋げていくべきでないか。
- の3点に概ね意見が集約されました。

◆今後の取り組み

将来は、「地域で農業を守る。」という一定の方向性が出たので、今後は各集落からの代表者で「集落営農検討委員会」（仮称）なるものを設置し、進めることにしています。前述の通り、瑞穂野地区には集落営農組織が設立されていないため、当該ケースをモデルケースとして、JAや行政に指導・支援を頂きながら取り組んで行くこととしています。

編集委員 田崎 均

編集 農委だより編集委員会
編集委員長 田崎 均
副委員長 菱沼 常夫
委員 佐藤 有俊
委員 市村 勝男
委員 横倉 廣一
委員 金田 典男

発行 宇都宮市農業委員会
☎ (632) 2815

農業者年金に加入しませんか？

～農業者年金3つのおすすめポイント～

- ① 積立方式の終身年金で80歳までの保証付き
- ② 保険料額の自由設定・増減が可能
- ③ 税制面で大きな優遇



※一定の要件を満たす農業者には、保険料の国庫補助（月額最大1万円）による政策支援があります。

【問い合わせ先】 農業委員会事務局 農地最適化・管理グループ ☎ (632) 2812